

広島県告示第八百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定によつて、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社建築構造センター

2 住所

東京都新宿区新宿二丁目一番二号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

2 変更内容

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 さいたま浦和ビルディング三階（埼玉事務所）の追加

3 変更年月日

平成二十五年七月九日